

平 厚 会 第 11 号
令和 5 年 9 月 4 日

入 札 公 告

条件付一般競争入札を下記のとおり公告します。

令和 5 年 9 月 4 日

社会福祉法人 平田厚生会
理事長 佐 藤 和 彦



記

- 1.入札方法 条件付一般競争入札
- 2.件 名 特別養護老人ホーム寿康園受水槽改修工事
- 3.施工場所 酒田市檜橋字大柳 3 - 1 特別養護老人ホーム寿康園 機械室
- 4.工事概要 仮設の受水槽を設け、それに伴い仮設配管等をしてから既存の受水槽を撤去、その後撤去した受水槽跡地に新設の受水槽を設置し、それに伴う配管作業等を行う。
- 5.施工期限 令和 5 年 11 月 30 日
- 6.入札参加条件
 - (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)167 条の 4 の規定に抵触しないこと。
 - (2) 事業所の本店及び支店・営業所等が、山形県庄内総合支庁管内に有すること。
 - (3) 公告の日から落札決定までの期間に山形県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者で有ること。
 - (4) 公告の日から落札決定までの期間に山形県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - (5) 当法人の理事が役員をしている事業所でないこと。
 - (6) 管工事について山形県建設業許可業者の「一般建設業」の許可を有していること。
 - (7) 本工事の許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できること。
 - ・ 1 級若しくは 2 級の管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有すること。
 - (8) 配置技術者は入札参加申請日以前 3 カ月以上の恒常的雇用関係にあること。
 - (9) 民事再生法及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをした者でないこと。

(10) 山形県酒田市水道事業指定給水装置工事事業者であること。

7.受付期間 令和5年9月4日～令和5年9月12日 午後17時（必着）

受付：土・日・祝日を除き、10時～17時

8.受付方法 ①「条件付一般競争入札 入札参加確認申請書」（様式 有）に関係書類を添えて下記まで提出ください。（持参のみ受付）

②添付書類：入札参加条件中の資格を要するものについては証するものの写。

③調書を申請書に添えて提出ください。

③提出・連絡先 社会福祉法人 平田厚生会 担当：榊原、山口

〒999-6725 酒田市榊橋字大柳3-1

TEL:0234-52-3413 Fax:0234-52-3414

E-mail:jukouen@jeans.ocn.ne.jp

*入札に関するお問い合わせは、上記メールでお願いします。

9.条件付一般競争入札参加資格確認通知及び仕様書の配布

1)入札参加資格確認審査後、全ての申込者へ参加資格の有無について結果をEメールで通知します。

2)入札参加資格を有すると確認した事業者には仕様書、入札説明書、入札書等を9月13日に郵送で配送します。

3)配布した仕様書は、入札日に持参し返却してください。

10.仕様書等に関する質疑 Eメールで必ず下記日時まで送信のこと。

1)質疑書提出期限 令和5年9月15日 午後1時

2)質疑回答日時 令和5年9月20日 Eメールで回答

11.入札日時等

1)入札日時 令和5年9月25日（月） 10時00分

2)入札場所 特別養護老人ホーム「寿康園」 大会議室

12.入札について

1)入札方法 条件付一般競争入札

2)最低制限価格 無し

3)入札予定価格 有 （非公開）

4)入札保証金 無し

5)代表者ではなく、代理人が入札する場合は委任状を提出すること。

- 6)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とする。入札者は消費税に係る課税事業所であるか免除事業所であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7)入札を辞退するときは、入札辞退届を提出すること。
- 8)談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- 9)入札参加者が 1 社でも、1 回のみ入札を実施する。
- 10)入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反する行為を行ってはならない。

13.落札者の決定

- 1)落札者の決定にあたっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低価格で入札した者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 2)落札者がいない時は、再度入札を行うこととする。
- 3)再度入札を行っても落札者がいないときは、再度入札に参加した者のうち入札価格の低いものから順次随意契約の対象とし、随意契約を希望するものは見積書を提出いただき、予定価格の範囲内で適当と認められた時は、随意契約の相手方として理事会より承認を得て契約を行うものとする。
なお、随意契約とした場合次の事項を遵守するものとする。
 - i.予定価格は公表しないものとする。
 - ii.入札時の条件変更は認めない。

14.入札の無効

次の各項目に該当に該当する入札は無効とする。

- 1)入札に参加する資格のない者が行った入札
- 2)郵便及びメール等により提出された入札書
- 3)不備な入札金額見積内訳書を提出した者が行った入札
- 4)談合その他不正行為があったと認められる入札
- 5)虚偽の条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者が行った入札
- 6)次に掲げる者が行った入札
 - ①入札に参加する資格のない者が行ったもの
 - ②記載事項を訂正した場合、その個所へ押印のないもの
 - ③押印された印影が明らかでないもの
 - ④記載すべき事項への記入がないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

- ⑤代理人で委任状を提出しなかった者が行った場合
- ⑥他人の代理を兼ねたものが行った場合
- ⑦2つ以上の入札書を提出した場合
- 7)前項目に定めるものの他、その他公告に示す事項に反した者が行った入札

15.契約方法等

- 1)契約保証金は免除する
- 2)契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合は従うものとする
- 3)本契約の締結は、本法人理事会で承認を受けてから1週間以内とし、この間に契約の締結が出来なかった場合は、契約の意思がないものとみなし、次に低価格で入札した者と契約するものとする
- 4)落札決定から本契約までの間に、山形県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約の締結はできない。
- 5)工事代金については、完成検査により引渡し後一括で支払うものとする。

16.この公告に関する問合せ先

- 8.「受付方法」を確認のこと。